

稲沢市市民参加条例案（理念型）

.....

（目的）

第1条 この条例は、市民が市政に参加するための基本的な事項を定め、市民及び市の責務を明らかにするとともに、市民及び市が協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参加 市の政策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において広く市民の意見を反映させるとともに、市民及び市が協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- (3) 協働 市民及び市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、協力することをいう。
- (4) 実施機関 市長その他の執行機関をいう。

（基本原則）

第3条 市民参加は、次の基本原則により、市民及び市が対等の立場で互いの役割を理解し、尊重しながら行うものとする。

- (1) すべての市民が参加できること。

(2) 市民の自主性が尊重されること。

(3) 市民及び市が情報を共有すること。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの発言と行動に責任を持って積極的な市民参加に努めなければならない。

2 市民は、市民相互の意見を尊重し、民主的な市民参加に努めなければならない。

3 市民は、市民全体の公共の利益を考慮することを基本として市民参加に努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、市民に対して市政に関する情報を積極的に提供しなければならない。

2 市は、市民の意向を的確に把握し、市の政策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において広く市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市は、市民に対し説明責任を果たすよう努めなければならない。

(実施予定及び結果の公表)

第6条 市長は、市民参加の実施予定及びその結果を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。